

65歳以上の皆さまへ

平成27年度から介護保険料が変わります

介護保険は、国・県・町が負担する公費と、皆さんが納付する介護保険料を財源として運営されています。介護保険料は介護保険給付にかかる費用を考慮し、3年ごとに見直され、平成27年度からは第6期（平成27～29年度）の新しい保険料となりました。

今回の改正では、介護保険利用者の増加などにより介護保険料が引き上げられたため、保険料の基準額（年額）が、「57,600円」となりました。

保険料は、基準額をもとにみなさんの町民税の課税状況等に応じて段階的に決められます。平成27年度は、保険料段階が6段階から9段階へと多段階化されました。平成26年度は4段階が基準額でしたが、平成27年度は5段階が基準額となります。（※別表）

【別表】

27年度から29年度まで				24年度から26年度まで		
所得段階	対象者	割合	保険料(年額)	所得段階	割合	保険料(年額)
1段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	基準額×0.45	25,920円	1段階	基準額×0.50	24,000円
				2段階	基準額×0.50	24,000円
2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である者	基準額×0.75	43,200円	3段階	基準額×0.75	36,000円
3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の者	基準額×0.75	43,200円			
4段階	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	基準額×0.90	51,840円	4段階	1.00(基準額)	48,000円
5段階	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者で、第4段階以外の者	1.00(基準額)	57,600円			
6段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	69,120円	5段階	基準額×1.25	60,000円
7段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額×1.30	74,880円			
8段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額×1.50	86,400円	6段階	基準額×1.50	72,000円
9段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が290万円以上の者	基準額×1.70	97,920円			

◇保険料の納め方

年金額が月額15,000円（年額18万円）以上の方は、年金から差し引かれますが、次の場合は対象外となりますので、納付書納付書または口座振替により納付していただきます。

- ①年度の途中で65歳になった場合
- ②他市町村から転入された場合
- ③保険料の所得段階が変更になった場合 など

●問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115



国民健康保険税の賦課方式及び税率の改正

国民健康保険税について
国民健康保険（国保）は、加入者の医療費にあてるため、国などからの補助金や加入者が負担する国保税により運営されている制度です。ここでは、今年度の国保税についてお知らせします。

賦課方式及び税率を改正

国保税は、加入者のみなさんに公平に負担していただくこととなります。平成26年度までは、別表1の区分により①所得割、②資産割、③均等割（被保険者数）、④平等割（世帯）から世帯毎に計算されてきました。今回の改正では、平成30年度からの県への財政運営移行のため定められた広域化支援方針に基づいて、②資産割を廃止しました。また、医療費等の見込み額の決定に伴い、①所得割の税率を改正しました。なお、各区分の合計額が年間の国保税（合計額）が課税限

度額を超えたときは限度額となりませんが、課税限度額につきましても別表1のとおり改正となりました。国保事業の安定した財政運営のためご理解をお願いします。

医療費を抑制しましょう

医療費が増えたと国保の財政が厳しくなり、納めていただく国保税も増えることとなります。町の特健診などを積極的に受診するなどして早期発見、早期治療に努めるとともに、ジェネリック医薬品を利用し医療費の抑制を図るなど、ご協力をお願いします。



別表1：国保税率の改正内容

区分	医療分・後期高齢者支援金分					介護分（40歳以上65歳未満の方のみ）			
	27年度	内訳		26年度	対前年比	27年度	26年度	対前年比	
		医療給付分	後期高齢者支援分						
課税の限度額	69万円	52万円	17万円	67万円	2万円	課税の限度額	16万円	14万円	2万円
①所得割	11.50%	9.10%	2.40%	11.25%	0.25%	①所得割	2.35%	2.50%	△0.15%
②資産割	0.00%	0.00%	0.00%	13.00%	△13.00%	②資産割	0.00%	2.00%	△2.00%
③均等割	33,100円	26,000円	7,100円	33,100円	—	③均等割	8,200円	8,200円	—
④平等割	26,300円	20,000円	6,300円	26,300円	—	④平等割	6,500円	6,500円	—

軽減対象が拡大

国保税は、世帯の所得額（世帯主および国保加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額（加入者1人につき課税）と平等割額（1世帯につき課税）が軽減されます。この軽減の基準が別表2のとおり改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

滞納しない！

国保を円滑に運営するためには国保税の納期限内の納付が重要です。国保税を納めないとい「短期保険証」や医療費を一度全額自己負担しなければならぬ「資格証明書」が発行されることとなります。国保税の納付が困難な方は滞納額が増えないよう必ず税務町民課までご相談ください。



別表2：軽減判定所得の見直し内容

区分	軽減対象者の要件（世帯の所得額）	
	27年度	26年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+26万円×（被保険者数）	33万円+24.5万円×（被保険者数）
2割軽減	33万円+47万円×（被保険者数）	33万円+45万円×（被保険者数）

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114